

資産等報告書に係る審査結果報告書

1 審査の対象となった資産等報告書

生駒市政治倫理条例第5条第6項の規定により審査を求められた資産等報告書は、次のとおりである。

- ・生駒市政治倫理条例第5条第1項の規定に基づき提出された資産等報告書の審査（1人）

2 審査の方法

生駒市政治倫理条例及び同条例施行規則の規定にのっとり、審査の対象となった資産等報告書について、添付された証明書類と照合する方法により、記載事項に疑義がないかなどを審査した。

3 審査の結果

資産等報告書について適正に報告されているものと認められる。

(資料)

生駒市政治倫理審査会委員

	氏 名
会 長	藤 次 芳 枝
副会長	里 見 優
委 員	和 田 博 志

審査の概要

会議の開催日	内 容
令和 7 年 3 月 5 日 (水)	第 2 回生駒市政治倫理審査会 ・ 資産等報告書の審査 ・ 資産等報告書の審査結果報告書について